平成２６年（フ）第８４号
青森県青森市浪岡福田１丁目10番地１
破産者　工藤　道博
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６９号
奈良県橿原市西池尻町250番地の２　宮の前マンション５号
破産者　丸岡　泰仁
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７号
沖縄県石垣市字桴海545番地４　グリーンハイツ米原１－Ｂ
破産者　鈴木　浩之
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第２７４号
札幌市西区西野３条９丁目３番２号
破産者　佐藤　和哉
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１３号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番22―103号
破産者　佐藤　真也
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８２号
札幌市東区中沼３条１丁目４番11号
破産者　玉村　　透
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区前田３条８丁目３番19号
破産者　福永　亘記
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４３０号
札幌市白石区北郷７条８丁目６番11―101号
破産者　森谷　春樹
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４８号
静岡市清水区旭町７番21号　ベイヒルズしみず303、旧住所大分県中津市大字上宮永132番地
破産者　高村　雄大
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７７８号
名古屋市昭和区阿由知通１丁目２番地
破産者　森　　愼司
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６４号
大阪市中央区難波２丁目３番１号
破産者　堀内　隆志
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２号
大阪府和泉市青葉台３丁目19番９号、開始決定時大阪府和泉市青葉台２丁目26番２号
破産者　中嶋　繁行
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
大阪府岸和田市別所町１丁目18番11号
破産者　大宮水道こと　柴田　正春
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
大阪府岸和田市大町３丁目４番17号
破産者　西村　光雄
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
大阪府和泉市和気町２丁目３番１―1507号
破産者　ユウイングこと　立田　浩介
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
神戸市兵庫区楠谷町28番11号
破産者　鎌田　慎一
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９０号
兵庫県高砂市荒井町中町１番13―302号センチュリータカサゴ、従前の住所兵庫県高砂市神爪４丁目９番10号
破産者　吉田　芳和
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３号
愛媛県今治市大西町新町甲10―１　メゾン井手Ｉ201号室、住民票上の住所愛媛県今治市大西町九王甲2118番地11
破産者　藤原　賢一
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７５号
北海道室蘭市八丁平４丁目39番２号、前住所北海道室蘭市知利別町１丁目10番18号
破産者　山田　和子
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係